

## 近代京都山鉾町における町自治

—住民自治から「適任者」自治へ—

奥田以在

はじめに

第一章 前史として、「六角町の紛擾」と住民自治の担い手

第二章 「適任者」自治への転換

第一節 「適任者」自治の議決

第二節 「適任者」の構成と特徴

第三章 「適任者」自治への転換要因

第一節 外的要因としての京都経済の不況と室町・六角町

第二節 六角町の内的要因として、町内懇親会の設立

第三節 六角町の内的要因として、北観音山囃子保存会の設立

おわりに

## はじめに

京都の町は、中世以来の歴史を持つ地域住民組織で、その町自治の運営<sup>(1)</sup>を担ったのは、不動産所有者である家持であった。借家人は、基本的に町自治に関与することはできず、町自治から除外された存在であった。このような家持自治の伝統は、近代に入っても存続している。近代において、町は行政の末端組織として業務の負担を課せられた。例えば、明治二〇（一八八七）年の衛生組合の設置は、町を単位として行われている。また、明治三〇（一八九七）年には、町を単位に、行政の補助的役割を負担する公同組合が設置された。公同組合は、連合公同組合（学区）を通じて、尚武義会や軍人会への寄付活動、義捐金・寄付金の徴収、米騒動の際には外米の販売権の配布など、行政の末端としての役割を果たしている。<sup>(2)</sup> 言い換えれば、行政は、町を基礎とする公同組合を通じて、このような行政事務を円滑に運ぶことができたのである。また、この公同組合は、行政側の意図として、借家人を含めた住民全体を構成員としており、伝統的な家持自治に変更を迫る内容であった。しかし、町は公同組合を受け入れつつも、独自に「細則」などを作成することで家持を担い手とする自治を維持したのである。<sup>(3)</sup> すなわち、公同組合の運営実態は、伝統的な町の家持自治を基礎としていたのである。

このような学区以下の地域住民組織の研究は、社会学における町内会に関する研究があり、政治史においても研究の蓄積があるほか、社会経済史の近代都市史の分野においても研究がなされ始めている。<sup>(4)</sup> しかし、これらの研究においても、地域住民組織内部における自治の実態についてはほとんど明らかにされてこなかった。学区以下の町といった地域住民組織の「相互扶助・相互監視システム」の発展は、「所属集団に依存し、そこからの退出コストが大きい、『安心』で、入れ子状の『公共性』を有する日本社会」<sup>(5)</sup>を形成したと指摘されるが、近代におけるそういった地域住

民組織の実態は、未解明な点が多い。また、近代京都の町に関する研究は、史料が未発掘であるという事情もあって、概ね明治三〇（一八九七）年頃までに留まっており、町の実態解明についても「多くの事例を積み重ねる必要」<sup>(6)</sup>がある状況である。

本稿で特に注目する、地域住民組織の担い手の問題について、玉野和志氏は松阪市などを事例として、「名望家支配型」の地域社会統合が明治中頃までに解体し、「名望家」<sup>(8)</sup>ではない地域の「有力者」による「有力者連携型」を経て、大正から昭和期にかけての都市化や社会運動を背景に、若手の自営業者を中心とし、「家持も借家人も等しく住民として全戸加入できる新しいタイプ」<sup>(10)</sup>の「自営業者エージェンツ型」による「町内会」が成立するという仮説を提示している。しかし、その担い手の変容によって地域住民組織内における神事や日常に行われる旧慣といったものがどのように変化したのか、という問題については言及されていない。そのため、担い手の変化によって、地域住民組織がそれまで行ってきたような伝統的な地域内の自治が機能したのかどうか、疑問が残る。仮に、そういったのが機能しなくなった場合、地域内で担い手の問題が再浮上することはなかったであろうか。また、それまで地域社会を担ってきた「有力者」の役割は、どのように変化したのであるうか。

そこで本稿では、京都市中京区新町通六角下ル六角町を対象とし、昭和初期において、大正デモクラシー期に成立した借家人を含めた住民自治が、町内の「適任者」へと担い手を再轉換させる問題について、当時の社会経済状況に留意しつつ、考察を加えたい。本稿で取り上げる六角町においては、「有力者連携型」とも言うべき伝統的な家持自治は、大正期の京都における急速な工業発展とそれに伴う人口流入、また大正デモクラシー期の時代思潮を背景としながら、一部の家持と借家人による紛擾によって、借家人も含めた全住民を構成員とし、町内の役職に借家人も定数を持つ住民自治、いわば条件付きの「エージェンツ型」へと轉換している。しかし、それは昭和初期に、家持か借家

人かを問わず住民全てを構成員とする枠組みをそのままに、「適任者」による町運営へと更なる変容を遂げることになるのである。

ちなみに、本稿で用いる『六角町文書』は、財団法人北観音山保存会が保有する史料である。この史料については、明治三〇（一八九七）年頃までに關しては、京都市歴史資料館が調査・撮影を行っており、『北観音山町文書』として写真版が閲覧可能である。本稿では、明治三〇（一八九七）年以降の史料を用いるが、この史料については筆者が特別に閲覧を許可され、調査・撮影を行ったもので、一般には公開されていない。また、国文学研究史料館も史料調査は行っているが、史料撮影は行っていない。

## 第一章 前史として、「六角町の紛擾」と住民自治の担い手

本章では、「適任者」自治の前段階として、近代における町の行政的位置付けの変化および町自治の担い手の変化、そして六角町における家持自治から住民自治への移行について、簡単な整理を試みたい。

前述のように、京都の町の自治運営は、不動産所有者である家持が担ってきた。近代に入って、明治五（一八七二）年、町を単位として戸長区域が設定され、町に戸長が置かれたが、その戸長を担ったのもまた、家持層から選出された町年寄であった。すなわち、戸長⇨町年寄は、行政の末端として公的業務を負担すると同時に、町内の自治運営にもあたっていたわけである。その後、明治七（一八七四）年に戸長区が改変されると、町は行政の末端としての位置付けは失うものの、その間も町は総代を置くなどして町自治を行うとともに、実質的には学区の下部組織として町税業務などを負担していた。<sup>11</sup>明治二二（一八九九）年に市政特例が施行されたことにより、学区も行政の末端としての位置付けを失うこととなる。しかし、以後も町は総代を中心として自治を行った。町が再び行政の末端として位置付

けられたのは、明治三〇（一八九七）年の共同組合の設置であった。町は、住民自治を意図した共同組合の設置に対し、「細則」を作成するなどして伝統的な家持自治を維持・継続した。町の代表者は、名称として共同組長と呼ばれることが多かったが、この共同組長は行政の末端としての役割を果たすだけでなく、町自治についても中心となって運営していたのである。

このような家持自治への批判は明治末頃から高まり、その後の京都の工業化やそれに伴う人口流入、大正デモクラシー期の社会運動や米騒動といった社会経済状況を背景として、六角町では伝統的な家持自治が、借家人を含めた住民自治へと移行することとなった。

「六角町の紛擾」は、大正八（一九一九）年七月に起こった、六角町内における家持層と借家人層の対抗である。紛擾の詳細については別稿に譲るが、ここでは、本稿で取り扱う「適任者」自治の前史として、簡単にその経緯と内容、そして紛擾によってもたらされた住民自治の在り方について触れておきたい。

大正八（一九一九）年七月一日、祇園祭の囃子の稽古始めに当たる日に、四名の家持と一三名の借家人が、六角町に対して「共同組合規約脱退通告書」<sup>(13)</sup>を提出した。その中で、彼らは、「デモクラシー思想」を「武拾世紀ノ現代ヲ支配スル時代思潮」とし、それまでの六角町における旧慣の打破を訴え、これ以後町に対する労力の提供および金銭的な負担など一切の負担を拒絶する声明を出した。この紛擾は、同年七月一日に「覚書」<sup>(14)</sup>が調印されて解決に至っている。祇園祭の山鉾巡行の三日前、二週間での迅速な解決であった。

「覚書」の中では、次のことが約束された。①借家人は、町運営に関する諸事項および共有財産について、家持と区別されず「平等」の権利義務を有し、同一の待遇を受けること、②町の重要な事項について協議する機関である町集会を司る町会議員（二〇名）が設置され、家持五名、借家人五名の均等な定数を双方が有すること、③これまでの

第一表 六角町の役職に占める家持・借家人数

年度	共同組長		会計		神事係		町会議員	
	家持	借家人	家持	借家人	家持	借家人	家持	借家人
大正 8 (1919) 年	1	0	1	0	1	0	5	5
大正 9 (1920) 年	1	0	0	1	1	0		
大正 10 (1921) 年	1	0	1	0	1	0	5	5
大正 11 (1922) 年	1	0	1	0	1	0		
大正 12 (1923) 年	1	0	不明		1	0	5	5
大正 13 (1924) 年	0	1	1	0	1	0		
大正 14 (1925) 年	0	1	1	0	0	1	5	5
大正 15 (1926) 年	1	0	0	1	1	0		
昭和 2 (1927) 年	1	0	0	1	1	0	5	5
昭和 3 (1928) 年	1	0	0	1	1	0		

(注) 大正 12 (1923) 年の会計役については、同年に同姓の人物が町内に 2 名おり、判別できなかった。また、町会議員の改選は 2 年に 1 度である。

(出典)『六角町文書』No.X-11.

規約と慣習を改めること、主に以上の三点が約束された。これにより、従来は御千度と祇園祭に限定的に労力を提供するという形で関与する以外、町運営から排除されてきた借家人が、町運営に関与する仕組みが整えられ、六角町は伝統的な家持を中心とした家持自治から、借家人を含めた住民自治へと転換したのである。また、六角町では、同年一一月に新たに「六角町共同組合規約」<sup>(15)</sup>を策定し、その後漸次修正が加えられながら、町における旧慣が改められていくこととなった。

では次に、「六角町共同組合規約」策定以後の町の役職について整理したい。まず、町役員の報酬、組合員の負担、その他町に関する重要な事項を決定する議決機関として、町集会が設置されている。町集会は、「覚書」と同様に、町会議員一〇名によって構成され、一〇名の定数配分は、家持五名・借家人五名の割合をもってなされた。町会議員の選定は、女性世帯主と未成年世帯主を除く、組合員の投票によって行われた。任期は二年で、無報酬であり、再選されることもできた。

この町会議員は、町集会を組織するだけでなく、町役員の選出も行った。六角町には、公同兼衛生組長、会計役、神事係が各

一名置かれ、祇園祭の期間中には神事行事役（家持一名・借家人一名）が置かれた。これらの役員は、女性と未成年の世帯主を除く組合員の中から、町会議員一〇名の選挙によつて選出された。役員任期は一年で、五年以内は再選されない規定となつていた。

このような町の役職の就任者を、家持と借家人の区別で人数を示したのが第一表である。この表からも明らかやうに、紛擾以後、昭和三（一九二八）年までの間、六角町の町会議員は、規約通り家持五名、借家人五名の割合で担われていた。なお、借家人が初めての役員となつたのは、大正九（一九二〇）年の会計役で、借家人として初の公同組長が就任するのは大正一三（一九二四）年のことになる。このように、六角町の自治は、家持と借家人が対等な立場で行われていたのであるが、借家人として初の公同組長が認めた記録には、家持の町会議員を「上院」、借家人の町会議員を「下院」とした文言があり、<sup>16)</sup>住民の深層心理に町自治⇨家持自治という意識が存在することが垣間見られるのである。

では次に、この家持と借家人が町会議員に対して同数の定数を保有する住民自治の在り方が変更され、「適任者」自治へ移行する問題について、その内容を明らかにしていきたい。

以下では、このような町の変革を経験した六角町における町運営の担い手の中でも、特に町会議員を中心に論を進めていきたい。

## 第二章 「適任者」自治への転換

### 第一節 「適任者」自治の議決

昭和四（一九二九）年三月一八日、六角町の町会議員に対して「回章」が廻り、規約改定が協議された。<sup>17)</sup>

回章

拝啓、左ノ議題ニ於テ町会議相開キ申度事項簡單ニ付キ、便宜上紙上ヲ以テ御協議申上度、賛否御記入被成下度候

議題

町内規約改正ノ件

第九条二町集会ハ町会議員十名ヲ以テ組織ス、但シ、家持ヨリ五名、借家ヨリ五名トス

右条項ノ但書ヲ削除スルコト

理由

当町ハ、先年ノ町政改革以來家持・借家ノ区別ヲ撤廢シ、兩者相ヨリテ議員・役員等ヲ分担スルコト相成、何等ノ故障ナク至極円満ニ町事務相運ビ来リ候、然ニ町規約ノ文面上ニカ、ル時代後レノ家持・借家等ノ文字ヲ存スルハ面白カラズ、議員・役員ハ選挙ニヨリ適任者ヲ選出スルコトナレバ、家持・借家何レ側ヨリ多数選出スルトモ何等差支無之ト信シ候、依テ但書ヲ削除シ、本年行ハル、町会議員選挙ヨリ之レヲ実施セントスル次第候

昭和四年三月十八日

組長 田原

この史料中で示される「第九条」とは、大正八(一九一九)年十一月に策定された「六角町同組合規約」の第九條を指している。そこには、「第九條 町集会ハ町会議員十名ヲ以テ組織ス、但シ、家持ヨリ五名、借家ヨリ五名トス」とあり、前述の町会議員における家持と借家人の定数配分を規定する条項となっている。

第二表 「記録」に記載の町の年間業務

	昭和2 (1927) 年	昭和8 (1933) 年
国政関係	2	2
行政関係 (衛生含む)	9	2
学区関係	5	2
町自治関係	12	13
その他	1	
計	29	19

(出典)「記録」『六角町文書』X-11, X-12.

昭和四(一九二九)年に出された「回章」は、この重要な町自治の担い手の在り方を再び転換しようとしたものであった。すなわち、大正八(一九一九)年の紛擾以後、家持と借家人によって担われてきた町会議員が上手く機能してきており、規約上に家持・借家人という区別が明記されていることを「時代後レ」として、これまでの家持・借家人の均等な定数配分を廃止し、新たに町内の選挙によって「適任者」を選出し、町自治の担い手とすべきであるとの見解を提案しているのである。この「回章」は、当時の町会議員一〇名に回覧され、不在であった二名を除く八名が同意し、議決されることとなった。これによって、六角町における「適任者」自治が始まることになる。

次節で詳細に述べることとなるが、ここで言う「適任者」とは、定住性を持ち、それによって町へのアイデンティティが醸成され、生活が安定し、精神的にも町運営に関与するゆとりを持つ人物を指す。ちなみに、町が実際にどのような業務運営を行っていたかについては、紛擾後の住民自治にあたる昭和二(一九二七)年と昭和八(一九三三)年について示した第二表に挙げた。これによれば、昭和二(一九二七)年は、国政に関するもの二件、行政関係(衛生業務を含む)九件、学区関係五件、町自治関係一二件、その他一件であった。昭和八(一九三三)年では、国政関係二件、行政関係二件、学区関係二件、町自治関係一二件となっている。このような業務運営を担っていく役割が、「適任者」に求められたのである。

## 第二節 「適任者」の構成と特徴

第三表は、「適任者」自治への移行以後の町の役職の構成について、家持と借家人に区別し整理したものである。住民自治の期間には、規約通りに双方から五名ずつ選出されていた町会議員は、昭和四（一九二九）年に、「適任者」自治へと移行してからは、町会議員における家持の比重が増加し、一〇名中少なくとも七名が家持から選出されていることがわかる。これは一見すると、伝統的な家持自治への回帰を想像させるが、借家人も二〜三名が常時選出されており、この点で紛擾以前の家持自治の時代とは決定的に異なっている。すなわち、「六角町の紛擾」によって認められた借家人の権利を引き続き認めた上で、家持と借家人双方から「適任者」を選出することによって自治は運営されたのである。

さて、昭和四（一九二九）年以降の町会議員のうち、家持である町会議員の転入時期および同居人数について整理したものが、**第四表**である。町会議員は二年に一回の改選のため、この期間に行われた町会議員選挙は六回であった。六回の選挙のうち、三回以上選出されている人物の転入時期を見ると、明治二三（一八九〇）年以降に町内に転入してきた者は八名中二名に留まり、六名がそれ以前からの町内古参の家持であったことがわかる。すなわち、「適任者」の重要な要件として定住性が求められていたことがわかるのである。しかし、昭和一〇（一九三五）年に転入してきた人物も昭和一一（一九三六）年に町会議員として選出されており、家持であるということが定住性を担保したものと考えられる。このように見ると、古参の家持を中心としつつも、新参の家持がそこに加わることで、家持の町会議員が構成されていたことがわかる。なお、三井家はこの間に組長一回、町会議員一回、松坂屋京都店は組長を一回務めるに留まっている。

六角町においては、紛擾によってそれまでの伝統的な家持のみによる自治運営から、町会議員に対して家持と借家

第三表 「適任者」自治以降の六角町の役職に占める家持・借家人数

年度	共同組長		会計		神事係		町会議員	
	家持	借家人	家持	借家人	家持	借家人	家持	借家人
昭和 4 (1929) 年	1	0	0	1	1	0	7	3
昭和 5 (1930) 年	1	0	0	1	1	0		
昭和 6 (1931) 年	0	1	1	0	1	0	7	3
昭和 7 (1932) 年	1	0	1	0	1	0		
昭和 8 (1933) 年	1	0	1	0	1	0	8	2
昭和 9 (1934) 年	1	0	1	0	0	1		
昭和 10 (1935) 年	1	0	0	1	1	0	7	3
昭和 11 (1936) 年	1	0	1	0	1	0		
昭和 12 (1937) 年	1	0	1	0	1	0	7	3
昭和 13 (1938) 年	1	0	1	0	1	0		
昭和 14 (1939) 年	1	0	1	0	1	0	8	2
昭和 15 (1940) 年	1	0	1	0	1	0		

(注) 町会議員の改選は2年に1度である。

(出典)『六角町文書』No.X-11.

第四表 家持の町会議員と居住月数

選出回数	職業	転入時期	同居人数 (昭和 16 年)
6	染呉服卸売商	明治 37 年～大正 6 年に転入	10
6	弁護士	明治 23 年以前に転入	6
6	呉服商	明治 23 年以前に転入	不明
5	餅商	明治 23 年以前に転入	8
5	法衣商	大正 10 年 1 月転入	7
4	京染加工業	明治 23 年以前に転入	19
3	呉服商	明治 9 年以前に転入	16
3	白生地卸商	明治 23 年以前に転入	13
2	絞染呉服卸商	昭和 8 年 1 月～昭和 9 年 9 月の間に転入	11
1	呉服商	昭和 4 年 10 月転入	8
1	下駄商	明治 23 年以前に借家として転入 大正 15 年家屋買得し家持となる	不明
1	銀行家	明治 9 年以前に転入	12
1	絹織物卸商	昭和 10 年 1 月に転入	19

(注) 同居人数については、史料の制約があり昭和 16 年時点のものを示した。「不明」となっている 2 名は、この時点で町内に居住しておらず、同居人数を明らかにできなかった。

(出典)『六角町文書』「集金帳」U-7, U-8, U-9, U-11, U-12, U-13, 「町席簿」U-14, 「旧町席簿」U-15, 「記録」X-11, X-12, X-13, 「戸籍簿」O-32, O-37, 「旧土地台帳」。

第五表 借家人の「適任者」と  
滞在月数

選出回数	町内滞在月数
6	231
5	191
3	93
1	203
1	102

(注) 昭和8年1月～昭和9年9月の間はデータがなく、含んでいない。

(出典) 『六角町文書』「集金帳」U-7、U-8、U-15、U-11、U-12、U-13。

ら、各家の規模を判断する上で参考にした。これによれば、三回以上当選した者のうち、一〇人以上と同居している者が七名、同居人数はそれ以下であるものの、老舗の餅商や弁護士といった人物達が選出されており、彼らは経済的にもそれなりに安定した基盤を持っていたことが予想される。

次に、昭和四(一九二九)年以降、町会議員に選出された借家人に特徴について見てみたい。借家人は、昭和四(一九二九)年から昭和一五(一九四〇)年までの間に、のべ一六名が町会議員に選出されているが、選出された人物は五名に絞られる。その内、三回以上当選した者は三名で、その中の二人は、大正八(一九一九)年の「六角町の紛擾」に借家人の側として連印しなかった人物であった。二人のうち一名は、町が所有する借家に居住しており、その立場から「六角町の紛擾」には参加できなかったものと考えられる。残る一名については、昭和五(一九三〇)年五月から月集メを納めていること以外、詳細不明であった。

町会議員に選出された借家人の定住性についてみてみたい。残念ながら、大正九(一九二〇)年以前に転入してい

人双方が均等な定数配分持つ形態へと転換しており、借家人層を町運営の担い手に組み入れることよって、「有力者連携型」から、全戸加入を原則とする「エージェンツ型」への部分的な移行を果たしていたと言える。しかしながら、そのような条件付きの「エージェンツ型」の町運営の仕組みは、「有力者連携型」に近いものへと再びシフトしたのである。ちなみに、これらの家持の同居人数をみてみたい。同居人数については、史料上、昭和一六(一九四一)年のものしか明らかにし得なかったが、二名以外はこの時まで町内に居住しており、当該時期とも比較的近いことか

る借家人の正確な転入時期は判明しなかったが、三名が大正九（一九二〇）年以前から六角町に居住する人物であった。この三名の内二人が、それぞれ町会議員に六回、五回と選出された人物であった。それ以外の人物も含めて彼らの町内滞在月数（大正九年四月～昭和一六年三月の期間）を見てみると（第五表）、借家人の平均滞在月数である約六二ヶ月を全員が超えていることがわかる。このことから、町会議員に選出された借家人は、借家人の中でも定住性が高い人物たちであったことがわかるのである。

以上のことから、「適任者」の要件には、家持・借家人ともに定住性が求められたことが明らかとなった。さらに、家持に関して言えば、彼らは経済的基盤もそれなりに安定したものを持っていたと考えられるのである。

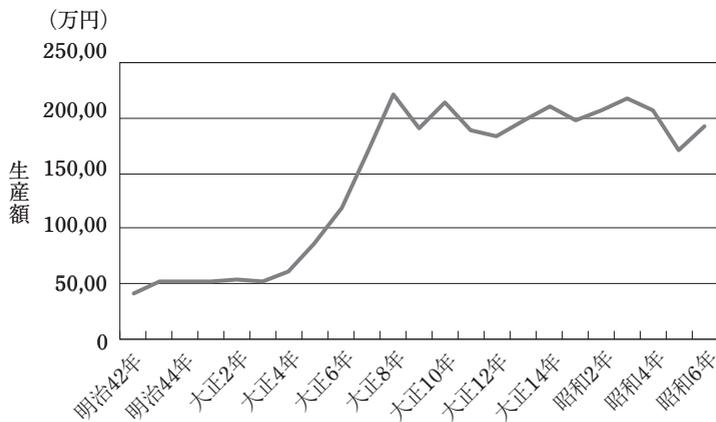
「適任者」自治は、借家人が町運営の中心となる町会議員に選出されている点で、従来の家持自治とは大きく異なる。しかしながら、町会議員の構成員には家持が多数を占めるようになり、町運営の担い手は、条件付きの「エージェン卜型」から、従来の「有力者連携型」に近い形へと揺り戻されたのである。

### 第三章 「適任者」自治への転換要因

ここでは、これまでみた借家人を含めた住民自治から「適任者」自治への変容の要因について、当時の社会経済状況と町に内在する問題から考察したい。

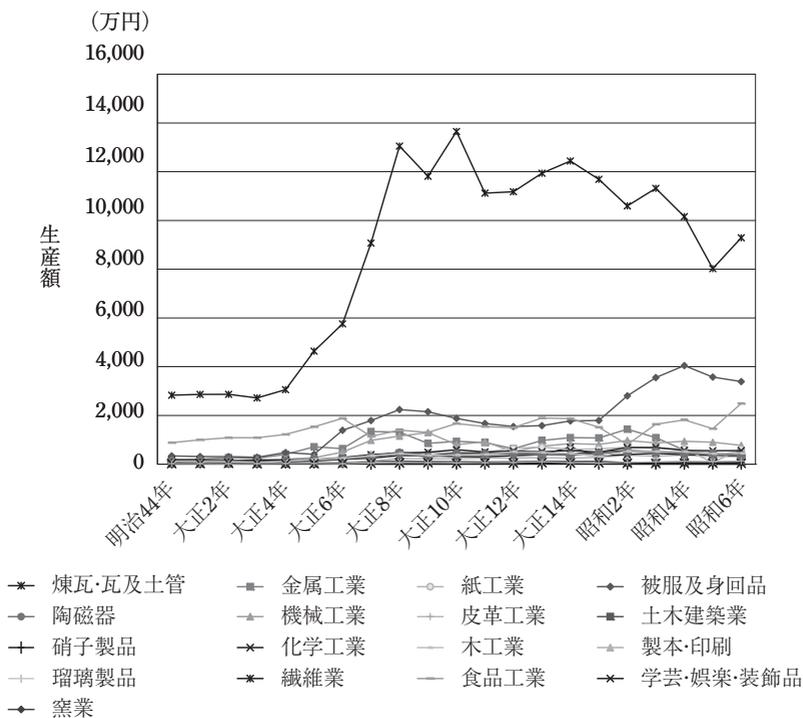
#### 第一節 外的要因としての京都経済の不況と室町・六角町

「適任者」自治が議決された昭和四（一九二九）年三月は、昭和二（一九二七）年に起こった金融恐慌によって日本経済が不況下にあった時期にあたる。京都でもその影響は如実に現れており、第一回からは、京都市の工業生産額は



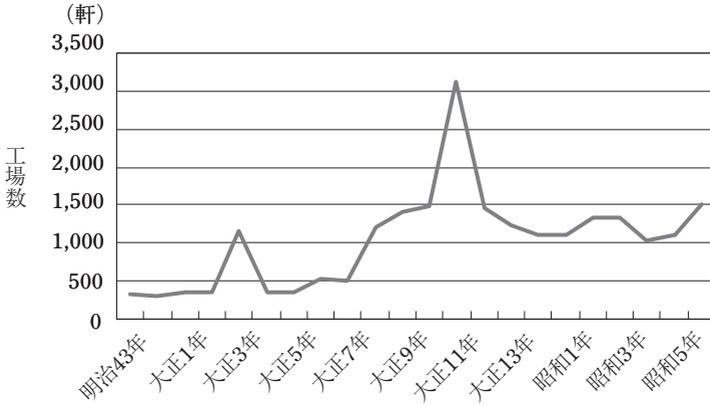
第一図 京都市における工業生産額の推移

(出典)『京都市統計書』各年.



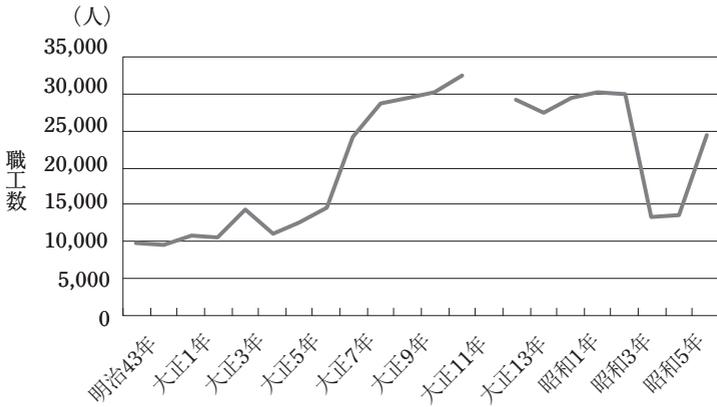
第二図 京都市における産業別工業生産額の推移

(出典)『京都市統計書』各年.



第三図 京都市における工場数の推移

(出典)『京都市統計書』各年.



第四図 京都市における工場の職工数の推移

(出典)『京都市統計書』各年.

昭和三(一九二八)年から昭和五(一九三〇)年にかけて大きく下落していることがわかる。

これを部門別のデータでみると(第二図)、昭和三(一九二八)年から四(一九二九)年にかけて、食品・被服及身廻品・機械・皮革・土木建築・製本印刷が生産額を若干伸ばしているものの、そのほかは生産額を下げた。特に、京都の基幹産業であった繊維業は、約一一五〇万円も生産額を下落させ、大きな痛手を負った。さらに、世界恐慌の影響を受けた昭和四(一九二九)年から同五(一九三〇)年にかけては、紙・土木建築が若干生産額を伸ばしたものの、その他の部門は軒並み生産額を下げた。ここでも繊維業は、二一三〇万円も生産額を落としており、京都経済は不況のまっただ中であつたことがわかる。

この様子を工場数と工場に勤める職工数でみると、第三・四図のようになる。対象となつている工場は、基本的に従業員を一〇名以上抱えているものであるが、統計上大正三(一九一四)年と大正一一(一九三二)年は、従業員数が五名以上の工場を対象としており、数値が大きくなつてゐる。工場数は、昭和三(一九二八)年から四(一九二九)年にかけて三〇〇軒(約二三%)減少させてゐる。翌年には、八三軒(約八%)の微増となつてゐるが、ここからも当時の京都が不況下にあつたことが伺える。一方、工場で勤務する職工数をみると、昭和三(一九二八)年の約三万人から、昭和四(一九二九)年には約一万三千人と約五六%も減少した。翌年には、工場数の増加と歩調を合わせるように約三%の微増に転じるが、金融恐慌が京都経済に与えた影響は大きかつたと言えよう。借家人層を形成したと考えられる職工数の減少は、すなわち借家人層の流動化を意味するのである。

六角町の所在する明倫学区は、室町と呼ばれる呉服問屋街である。その職業構成を、昭和一四(一九三九)年発行の『明倫誌』<sup>(19)</sup>でみてみると、繊維業が工業で約八八・五%、商業では七二・八%を占めてゐる。また、六角町を同じく『明倫誌』でみると、繊維業関係の業種が一三軒あり、この年の同町の戸数が三二戸であることを考えると、繊維関係の業種が約

第六表 昭和16年 六角町職業構成

職業	同居人数
染呉服卸商	17
医師	8
社員	7
染呉服卸売商	10
法衣商	7
鹿の子絞り呉服商	16
染呉服悉皆業	19
保険外務員	1
無職	0
通勤	7
無職	0
白生地卸商	13
呉服卸商	11
呉服店代表取締役	8
株式会社松坂屋勤務	8
白生地染呉服商	5
張箆荷造紙箱ノ商	7
元弁護士	6
白生地卸商	6
呉服卸商	11
餅小売商	8
絞染呉服卸商	11
通勤	5
染呉服商	6
絹織物卸商	19
写真材料写真技術小売商	5
生魚商	4
織地卸業	4
洗濯業	3
銀行家	12
呉服悉皆業	5

(注) 白生地呉服商の人物は、昭和16年4月に町内に転入しており、昭和17年1月以降「集金帳」に記載がなく転出しているため、この史料(No.U-14)は昭和16年4月～12月の間に作成されたものと考えられる。また、同居5人の呉服悉皆業と銀行家については、職業の記載がなかったため、昭和18年の『六角町文書』No.U-15を用いた。また、「元弁護士」の人物についてはヒアリング調査から判明した。

(出典)『六角町文書』U-14, U-8, U-9.

四一%を占めている。<sup>(20)</sup> 学区全体と比べると相対的に繊維業の占める割合は低いものの、繊維関係の同業者が多く集まっていると言えよう。ちなみに、第六表は、六角町の昭和一六(一九四二)年の職業構成を示したものであるが、これによると三一軒中一七軒(約五五%)が呉服に関係する職業であった。すなわち、一連の恐慌により、明倫学区においても不況の影響と借家人層の流動化の加速が推論されるのである。

また、室町では明治三八(一九〇五)年から昭和一二(一九三七)年までに、明治三八(一九〇五)年の営業税上位一二二軒のうち、五七軒が衰退もしくは廃業していることが明らかにされている。<sup>(21)</sup> その他、世界恐慌後の昭和五(一九三〇)年二月には、一流大手の西陣織物会社で、経営不振を理由に取締役が総辞職するという事件も起きてお

第七表 六角町転出人数

	転出家持人数	家持人数に 対する比率	転出借家人数	借家人数に 対する比率
大正 9 年度	0	0.0%	2	11.8%
大正 10 年度	0	0.0%	1	6.7%
大正 11 年度	0	0.0%	2	13.3%
大正 12 年度	0	0.0%	1	7.1%
大正 13 年度	0	0.0%	2	11.8%
大正 14 年度	0	0.0%	2	11.8%
大正 15 年度	0	0.0%	1	5.9%
昭和 2 年度	1	5.9%	1	6.3%
昭和 3 年度	1	6.3%	1	6.3%
昭和 4 年度	2	13.3%	4	23.5%
昭和 5 年度	0	0.0%	1	5.6%
昭和 6 年度	1	7.1%	3	15.0%
昭和 7 年度	0	0.0%	1	5.3%
昭和 8 年度	データなし		データなし	
昭和 9 年度	0	0.0%	0	0.0%
昭和 10 年度	0	0.0%	2	10.0%
昭和 11 年度	0	0.0%	2	11.1%
昭和 12 年度	0	0.0%	4	21.1%
昭和 13 年度	1	6.3%	4	26.7%
昭和 14 年度	0	0.0%	4	25.0%
昭和 15 年度	2	12.5%	3	18.8%

(注) 昭和七年度は、昭和八年一月から三月、昭和九年度は、同年四月から九月の間のデータがなく、ともにこの期間を除いた値となっている。

(出典)『六角町文書』U-7、U-8、U-15、U-11、U-12、U-13。

り、この時期は室町の家持の流動性も高まった時期であることが推察される。<sup>(2)</sup>

なお、第七表で六角町の転出人口をみてみると、次のようになる。六角町においても昭和四（一九二九）年度は、家持であった友禪下絵業者と指物業者が転出し（家持の人数に対して約一三％）、借家人も四軒（借家人数に対して二三・五％）が転出している。これは、それまでの転出人口からみると比較的多く、六角町においても流動性が高まっていることがわかる。ちなみに、昭和三（一九二八）年には、明倫小学校の改築費用の寄付金募集が行われているが、町内からの申し出がなく、組長が困窮している状況が起きている。このこと

も、六角町に不況の影響が及んでいることを示す一例と言えよう。

「適任者」の要件にあった定住性の問題は、このような京都の不況下にあつて、より定住性の高い者を町運営の中心に据えることが意図されていたと考えられるのである。

## 第二節 六角町の内的要因として、町内懇親会の設立

大正八（一九一九）年の紛擾以後に策定された「六角町共同組合規約」では、町内の親睦を深める行事として、新年宴会と春季遊山会が明記されている。この規約では、それまでの規約に比べて、六角町の氏神である八坂神社の神事を含め、大幅に年中行事が削減された。その中にあつて、このような親睦会が存続したのは、これらが町内の紐帯を維持する上で重要な役割を果たしていると認識されていたためであると考えられる。しかし、記録の上では、紛擾以後、春季遊山会は大正一一（一九二二）年まで開催されなかつた。これには、それまでの親睦会の費用が町の共有金から賄われてきたのに対し、紛擾以後は各自負担となつたことが影響していると考えられるが、同時に借家人を含めた住民自治の体制となつた町内において、多少のわだかまりがあつたことも予想される。

規約に明記された親睦会が行われない状況の中、大正一二（一九二三）年に町内懇親会が設立された。同年三月の「記録」には、「会費一ヶ月金五拾銭宛を集金して、新年宴会又ハ適立の時季二一年一回集合し、懇親会を催す事」とあり、年に一度の懇親会を催す積立組織として町内懇親会が結成されたことが記されている。差配役は、その年の組長が務めていた。この町内懇親会の初期加入者は一七名で、家持が一二名、借家人が五名であつた。借家人で後に「適任者」として町会議員を務める人物のうち、当時町内に居住していた三名の中で、結成当初から加入しているものは一名だけであつた。また、次にみる借家人初の組長を務めた人物も、結成当初は加入しておらず、町内懇親会の結成には賛

第八表 町内戸数に占める懇親会加入者数

年月	懇親会加入者数	町内戸数	比率 (%)
大正 12 年 11 月	17	32	53.1%
大正 13 年 11 月	23	34	67.6%
大正 14 年 11 月	22	34	64.7%
大正 15 年 11 月	26	33	78.8%
昭和 2 年 11 月	24	32	75.0%
昭和 3 年 10 月	25	33	75.8%
昭和 4 年 11 月		32	
昭和 5 年 10 月	26	33	78.8%
昭和 6 年 10 月	25	33	75.8%
昭和 7 年 10 月	25	33	75.8%
昭和 8 年 11 月	24		
昭和 9 年 11 月	23	33	69.7%
昭和 10 年 10 月	22	34	64.7%
昭和 11 年 10 月	19	35	54.3%
昭和 12 年 10 月	18	34	52.9%
昭和 13 年 11 月	19	30	63.3%
昭和 14 年 10 月	21	33	63.6%
昭和 15 年 10 月	20	32	62.5%

(出典)『六角町文書』「懇親会の件」D-32、「六角町懇親会収支帳」X-21、『六角町文書』「集金帳」U-7 (昭和9年)、U-8 (昭和13年)、U-15 (昭和15年)、U-11 (大正9年)、U-12 (大正14年)、U-13 (昭和4年)。

否両論あったことが伺える。なお、その半年後には、これらの人物を含めた借家人五名が加入することとなる。

さて、町内懇親会のような、親睦会が重要な意味を持つていたことが、大正一三(一九二四)年の懇親会に関する回覧から伺える。このときは、借家人初の公同組長となった人物が懇親会の差配役を務めた。この年は、滋賀県の坂本と雄琴へピクニックをしており、加盟者二三名の内、一九名が参加した。懇親会の最後の宴会の席で、その盛り上がり際に接し、「諸氏の隠芸続出し、真に懇親の情その頂上に達し、本会の将来山の端を出づる太陽の如し、そのライトの恩恵に感激の涙流れ出づる、十二分を盡して紅燈の巷を後に各自我が家え、時將に十時、本会の成運上がるを祀り上げペンを擱く、終」と記している。この文言からは、町内懇親会が町内の紐帯を強めるために重要

な意味を持つていたことが伺える。同時に、借家人として初の組長が、これほどの感激をもつて宴会を見守つていたことは、それまでの町内において、何らかのわだかまりが存在したことを予想させるのである。

町内懇親会結成以降の加入者数の推移を第八表でみてみたい。前述の通り、町内懇親会結成当初の加入者は、家持一二名と借家人五名の一七名であつたが、その半年後には借家人五名が加わり、一二名となつた。これは、六角町の全戸数の約六五％に当たつている。大正一五（一九二六）年以降は、昭和七（一九三二）年まで七〇％台後半を示し、同会が盛り上がりを見せたことがわかる。その後は、昭和一一（一九三六）年と一二（一九三七）年に五〇％台前半へと加入者比率の減少があつたが、その後は六〇％台を回復し、結成当初に近い加入者比率を維持した。

この町内懇親会が、昭和四（一九二九）年、新年宴会にまで拡張されることとなつた。その際、次のような「回章」<sup>24</sup>が廻されている。

#### 回章

拝啓、町内新年宴会ハ、規約ニヨリ費用自弁ニテ相催フスヘキコトニ定マリ居ルニ不拘、参会者少数ノ為メ、歴代ノ組長ニテ御催ホシナカリシ次第ニ候、本年当役ヨリ御案内申上候処、十二名ノ御賛同ヲ得テ開催仕候、然ルニ御賛同ノ各位ハ町内懇親会加入ノ各位ノミニテ、以外ノ方ハ一名モ御出席無之候

依テ、懇親会ヲ拡張シ年二回会合ト致シ度、即チ

十一月 従来ノ如ク郊外遊覧

一月 新年宴会

右ノ如クスレバ、新年宴会モ規約通り開催シ得スル<sup>ツマ</sup>ヘク存候、尤モ費用八月割トシ、従前ノ五十銭ヲ一円ニ引上げ、

本年一月分ヨリ徴収仕り度候（二月分ノ五十銭不足分ハ、便宜上二月ニ集金ス、即チ二月ハ一円五十銭トシ、三月以降毎月一円ツ、集金ス）

右ノ通り相改メ申度、御賛成ノ否ヤ各自御記入被成下度、此段得貴意申候

昭和四年一月二十八日

組長 田原 田

これによれば、町内の新年宴会が、費用が個人負担となつたにも関わらず参加者が集まらずに開催されてこなかつたこと、今年度の新年宴会参加者一二名が全て町内懇親会加入者であつたこと、そして規約通りに新年宴会を開催することを理由として、新年宴会を町内懇親会の行事として取り込むことが提案され、議決されている。これにより、

大正 9年1月	5名
大正 10年	7名
大正 14年	---
昭和 4年1月	12名
昭和 5年1月	18名
昭和 6年1月	---
昭和 7年1月	22名
昭和 8年1月	22名
昭和 9年1月	23名
昭和 10年1月	---
昭和 11年1月	21名
昭和 12年1月	16名
昭和 13年1月	17名
昭和 14年1月	16名
昭和 15年1月	19名

(出典) 『六角町文書』 No.O-56-14, D-2, D-3, D-4, D-5, D-6, D-7, D-8, D-12, O-56-14, X-11, X-12, X-13.

町内懇親会は、町規約に記載されている町内の親睦会を二つとも司ることになつたのである。なお、新年宴会は、紛擾後からこの時まで、大正九（一九二〇）年、一〇（一九二一）年、一四（一九二五）年以外は、記録上開催を確認できなかった。こうして町内懇親会が新年宴会まで適応範囲を拡張されたことにより、町自治における親睦会とそれによる紐帯の維持という問題は、町内懇親会が担うこととなつたのである。これは、借家人と家持が「平等」の住民自治が、町内の親睦会に関しては機能しなかつたことを示している

ると言えよう。その後の新年宴会の参加者数を第九表で確認すれば、昭和六（一九三二）年、一〇（一九三五）年以外は新年宴会が開催されたことが確認でき、昭和七（一九三三）年から昭和九（一九三四）年の間は二〇名を超える参加者があった。住民自治へと移行した後、開催が難しくなっていた町内の親睦会は、町内懇親会がそれを引き受けることよって、再び機能し始めたのである。そして、昭和四（一九二九）年に開催され、町内懇親会の拡張へと至るきっかけとなった新年宴会の出席者は一二名であったが、その内の九名が、後に「適任者」として選出される人物だったのである。すなわち、町内懇親会への加入者か否かという問題は、町内における「適任者」選出の指標の一つとなつたと考えられるのである。

### 第三節 六角町の内的要因として、北観音山囃子保存会の設立

六角町にとつて最も重要な年中行事は、祇園祭である。「六角町の紛擾」が起こされた要因のひとつは、借家人が祇園祭に労力を提供しているにも関わらず、その慰労会に参加できないことであつた。このことから、町内の住民にとつて祇園祭が大切な年中行事となつていくことは伺える。

さて、昭和五（一九三〇）年五月、六角町の祇園囃子が「衰微」<sup>(25)</sup>していることを危惧し、加えて同年の笛方が不出勤となつたことを受け、北観音山囃子保存会が設立された。この北観音山囃子保存会は、町とは別に「相当権限アルモノ」として、囃子に関する問題の協議と振興を図る組織として設立された。設立の発起人六名は、いずれも「適任者」の家の人物であつた。

北観音山囃子保存会の設置に伴い、「北観音山囃子保存会規約」<sup>(26)</sup>と「六角町囃子方規則」<sup>(27)</sup>が策定されている。前者は、保存会の目的および組織について規定し、後者には囃子方の構成員の義務などが記されている。前者の規約によ

れば、保存会の目的は、①北観音山囃子方の保存・振興、②北観音山囃子方の養成、③北観音山囃子方器具の保存に關する協議の三点である。保存会は、囃子・囃子方・囃子待遇に關する問題を、町の協賛を得ずに決議することができ、町とは別組織として一定の権限を保有していたことがわかる。しかし、囃子器具保存費については、町から支弁を受けること、囃子・囃子方・囃子方の待遇についても、町の協賛を受けるべき問題の場合は、町の協力を仰ぐことになつており、町とは別の組織でありつつも、部分的に町に依存する形態で発足した。翌年の昭和六(一九三二)年からは、町の神事係が副会長を務めることとなり、町との連携は強化された。

次に、後者の規約「六角町囃子方規則」の内容についてみてみたい。なお、囃子方は、囃子保存会の下部組織である。この規約では、冒頭で、「本町在住者」に対して、一戸に付き学齡以上の男子一人以上を北観音山囃子方として出勤させるように義務付けている。ただし、学齡以上の男子がいない場合は、「永続性」のある代人をたてることが希望されており、不出勤の場合には不勤料が課せられた。なお、不勤料が免除されるのは、八坂神社の忌服令に該当する場合に限られるなど、出勤を強く求めたことがわかる。

これらの規約は、先に述べた通り、六角町の囃子の「衰微」を重くみた發起人達によって策定されたわけであるが、「衰微」とはいつたい何を示したのであるか。第一に、質の低下が挙げられよう。囃子保存会の目的には、囃子方の養成が挙げられており、囃子方の育成を改めて明記することで、囃子方の質の向上が意図されていたことが推察される。

次に挙げられるのが、出席率の問題である。この問題を考える上で、この北観音山囃子保存会の設立以前の囃子方にはどのような規定があったのか確認しておきたい。「六角町の紛擾」後の大正八(一九一九)年一月に策定された、「六角町共同組合格約」では、住民の負担については「各組合員ハ山鉾巡行ニ要スル経費ヲ負担シ、且勞力ヲ提供スヘシ、

但シ、止ムヲ得サル事由ニヨリ勞力提供ニ堪ヘサル組合員ハ、別ニ不勤料ヲ負担ス」とあるだけで、特に囃子方の出勤について規定がなされていないかった。しかし、大正九（一九二〇）年六月に、「一、囃子方ハ一戸ヨリ一名ヲ出スコト」と議決され、このとき囃子方を欠席した際の不勤料も定められており、囃子方へ一戸に付き一名出すことが六角町に居住する住民に義務として課せられた。この後の囃子方の出席状況を編年で明らかにすることはできなかったが、大正一五（一九二六）年には、一五名が参加している。ところが、昭和三（一九二八）年の出欠は、回覧が廻された三三戸のうち、出席が一〇軒となっている。しかも、彼らは全員後に「適任者」として選出される人物ばかりであった。さらに、昭和五（一九三〇）年囃子方保存会が発足した直後においては、わずか二名の出席に留まり、神事係が出席を懇請する回覧を廻す始末になっている。このような状態では、六角町にとって最も重要な神事である祇園祭を全うできないのであり、保存会の結成は、このような状況を重く見た一部の発起人が、状況を打開するために取った行動であったと考えられるのである。

以上のように、「適任者」自治へ移行する直前の六角町では、町自治の紐帯を維持する上で重要な意味を持つ親睦会、あるいは町の年中行事として最も重要な祇園祭の囃子が機能しない状況にあった。そういったなか、町内懇親会の結成や北観音山囃子保存会の設立がなされたのである。この背景には、当時の京都経済の不況が影響していることも予想される。このような事態に対して、積極的に行動を執った人物達は、「適任者」として町会議員に選出された家の人物達であった。すなわち、町自治が部分的に機能不全に陥ることで、町内の「適任者」が自ずと抽出されることとなっていくのである。

## おわりに

本稿では、京都市中京区の六角町を対象に、伝統的な家持自治から借家人を含めた住民自治へと移行した同町が、昭和四（一九二九）年に町会議員を「適任者」とした「適任者」自治へと移行する問題について述べてきた。

住民自治の期間は、規約に定められている通り、町自治の担い手である町会議員は、家持と借家人が同数の定数を持っていた。しかし、「適任者」自治への移行後は、家持の比率が増加するという変化が現れている。これは、一見すると従来の家持自治への回帰とも解せるが、借家人が町会議員に選出されており、家持自治とは異なっている。しかし、「有力者連携型」と「エージェント型」という担い手の問題で考えれば、条件付きで「エージェント型」となった町自治は、「適任者」自治への移行により、「有力者連携型」へと揺り戻されたと言えるのである。

「適任者」として選出された人物の特徴を見ていくと、家持・借家人を問わずに、そこには定住性がひとつの要件として求められたことが明らかとなった。これは、昭和金融恐慌により不況下に置かれた京都にあつて、六角町の所在する室町も不況に陥り、六角町の住民の流動性が家持・借家人ともに高まったことと関係すると考えられる。また、「適任者」として選出された人物の経済基盤は、同居人数や職業からみて比較的安定した基盤を持っていたと考えられる。すなわち、定住性を持ち、経済的に比較的安定した基盤を持つことで、町自治に関与するゆとりのある人物が「適任者」として選出されたのである。

また、「適任者」自治へ移行する前の六角町では、規約に明記されている町内の親睦会が機能せず、町内懇親会が結成された。町内懇親会は新年宴会にまで範囲を拡張され、町内懇親会によって町の親睦会は安定的に行われるようになり、町の紐帯の維持という問題は町内懇親会がその多くを担うこととなった。この町内懇親会の拡張を決定付け

た、昭和四（一九二九）年の新年宴会出席者の大半が、後に「適任者」として町会議員に就任する人物であり、町内懇親会への加入が「適任者」選出の基準の一つとなったことが伺える。

この時期は、祇園祭の囃子についても「衰微」が問題となった。質の低下と出席者の減少という事態を受けて、北観音山囃子保存会が設立され、囃子方の育成の強化が図られた。この保存会の発起人は、いずれも「適任者」の家の人物たちであり、彼らのように積極的に町自治へ関与する者は、「適任者」として認知されていくのである。

以上のように、六角町においては、住民自治、条件付きの「エージェンツ型」の自治へ移行した後に、当時の京都の経済不況と町自治が機能しないという問題に直面し、「適任者」自治という「有力者連携型」に近い形へと町自治の担い手が変化したのである。

## 註

（一）本稿では、安国良一氏の近世町に関する問題意識を踏襲し、町自治を町内の紐帯を維持・継続するための諸活動と規定する。

安国氏は、自治という言葉の対権力という政治的意味が強調されてきたことに対して、近世期の町の自治を、「より広い意味において町の共同的性格」と捉えるという問題意識を提起している（安国良一「京都の都市社会と町の自治」岩崎信彦ほか編『町内会の研究』御茶の水書房、一九八九年、四八頁より引用）。近代における町は、幾度となく行政の末端として位置付けられるが、町はそういった行政上の要請を受け入れつつも、伝統的な町内の神事や慣習などを継続して行いながら、町内の紐帯を維持したのである。町の「相互扶助・相互監視システム」の発展は、町が近世以来連続と続けてきた町内の自治運営の発展そのものであり、その意味で町自治は町内の紐帯を維持・継続するための諸活動と認識すべきであると考えられる（相互扶助・相互監視システム）については、松村敏「明治期金沢の市政行政・地域社会・住民組織」橋本哲哉編『近代日本の地方都市』日本経済評論社、二〇〇六年、参照。

- (2) 益子庄次『公同沿革史(下)』(元京都市公同組合聯合会事務所、一九四三年)、小林丈広『町の記憶、学区の歴史』(『京都市政史編さん通信』第三号、二〇〇〇年)、京都市市政史編さん委員会編『京都市政史 第一巻 市政の形成』(京都市、二〇〇九年、三九六―三九七頁)を参照。
- (3) 奥田以在『近代京都『町』における家持自治の転換——東玉屋町・仲之町を事例として——』(『社会科学』同志社大学人文科学研究所、第七六号、二〇〇六年) 参照。
- (4) 例えば、中川剛『町内会』(中央公論社、一九八〇年)、上田惟一「近代における都市町内の展開過程——京都市の場合——」(岩崎信彦ほか編『町内会の研究』御茶の水書房、一九八九年)、玉野和志『近代日本の都市化と町内会の成立』(行人社、一九八九年)、高岡裕之「町総代制度論——近代町内会研究の再検討——」(『年報都市史研究』第三号、一九九五年)、玉野和志『東京のローカルコミュニティ』(東京大学出版会、二〇〇五年)、大岡聡「戦間期都市の地域と政治——東京・『下町』を事例にして——」(『日本史研究』第四六四号、二〇〇一年)、加藤千香子「都市化と『大正デモクラシー』」(『日本史研究』第四六四号、二〇〇一年)、大石嘉一郎編著『近代日本都市史研究——地方都市からの再構築——』(日本経済評論社、二〇〇三年) 第四章・第五章などがある。
- (5) 松村前掲論文、一四二頁より引用。
- (6) 小林丈広「近代京都の町式目をめぐって」(『社会科学』同志社大学人文科学研究所、第七九号、二〇〇七年) 三頁より引用。近代京都の町に關係する研究としては、秋山國三『公同沿革史(上)』(元京都市公同組合聯合会事務所、一九四三年)、小林丈広『公同組合設立をめぐって——一八九〇年代の地域社会と行政——』(『新しい歴史学のために』第三三四号、一九九九年)、辻ミチ子『転生の都市・京都——民衆の社会と生活——』(阿吽社、一九九九年)、中川理『重税都市』(住まいの図書館出版局、一九九〇年)、松下孝昭「京都市の都市構造の変動と地域社会——一九一八年の市域拡張と学区制度を中心に——」(伊藤之雄編『近代京都の改造——都市経営の起源 一八五〇―一九一八——』ミネルヴァ書房、二〇〇六年)、関谷龍子「町空間の歴史的構成——京都・六角町を事例として——」(佛敎大学総合研究所編『成熟都市の研究——京都のくらしと町——』法律文化社、一九九八年)、樋爪修「近世京都における町共同体の動向——借家人層を中心として——」(『立命館文学』第三八四・三八五

号、一九七七年)、拙稿「近代京都『町』における家持自治の転換——東玉屋町、仲之町を事例として——」(『社会科学』第七六号、二〇〇六年)、拙稿「近代京都山鉾町における紛擾と自治」(『社会経済史学』第七六卷第一号、二〇一〇年)などがある。

(7) 玉野前掲書(一九八九)を参照。

(8) 玉野氏は、農村における「豪農層」との対比から、都市における「名望家」を「豪商」と規定している(玉野前掲書、一九八九)。しかし、名望家というとき、高久嶺之介氏は「名望」という名が付されている以上、単なる経済人はこの範疇に入っていない」としている(高久嶺之介「近代日本の地域社会と名望家」柏書房、一九九七年、一六頁)。本稿で取り扱う六角町には、三井家と伊藤家(松坂屋)という「豪商」が所在しているが、彼らは金銭的な面で町に対して大きく寄与しているものの、町自治の運営そのものには他の家持と比べて積極的に関与したとは言えず、京都の町の場合、「名望家」≡「豪商」という規定は当てはまらないと考えられる。

(9) 玉野氏は、この「有力者」を「豪商」を除く地域の「有力者」と規定している(玉野前掲書、一九八九)。京都の町については、「十七世紀半ばごろには家持一般町人が名実共に役負担者の自覚をもった」と指摘されており、京都の町では「有力者連携型」の町運営は、一七世紀から始まっていることになる(中部よし子「近世初期における町人負担と町人意識」大阪歴史学会編『近世社会の成立と崩壊』吉川弘文館、一九六七年、二七頁より引用)。

(10) 玉野前掲書(一九八九)一二五頁より引用。

(11) 小林前掲論文(二〇〇〇)参照。

(12) 拙稿前掲(二〇一〇)。

(13) 『六角町文書』No.0-56-14。

(14) 『六角町文書』No.0-56-14。

(15) 『六角町文書』No.0-56-14。

- (16) 『六角町文書』 No.O-56-14。
- (17) 『六角町文書』 No.D-2。
- (18) 『六角町文書』 No.O-56-14。
- (19) 『明倫誌』(京都市明倫尋常小学校、一九三九年) 四八四―四八七頁、参照。
- (20) 同前、四八三頁、参照。
- (21) 中村宏治「室町織維卸売市場の歴史の構造と織物問屋——明治期末葉と昭和一〇年代初頭を中心として——」(『同志社商学』第四〇巻第五号、一九八九年)。
- (22) 京都市編『京都の歴史 九 世界の京都』(学芸書林、一九七六年)。
- (23) 『六角町文書』 No.D-32。
- (24) 『六角町文書』 No.D-2。
- (25) 『六角町文書』 No.O-29。
- (26) 『六角町文書』 No.別-14。
- (27) 『六角町文書』 No.B-9。

(おくだ いあり・同志社大学経済学研究科後期課程)

Abstract

Iari OKUDA, *The Autonomy of “Yamahoko-chou” in Modern Kyoto*

This paper focuses on the autonomy of “Yamahoko-chou,” a community-based organization in Kyoto, in the modern era. In July 1919, a conflict occurred between the house-owners and the tenants of “Rokkaku-chou.” This brought about a change in the traditional system of autonomy, and management by house-owners was replaced with a new system of management by the residents. However, the new system does not work with some functions of autonomy. Because of this malfunction of autonomy and the depression of Kyoto in the late 1920s, there emerged another system of autonomy, “tekininsya-jichi,” which was very similar to the traditional system.